

「産業廃棄物安定型最終処分場の拡張に伴う
環境影響評価準備書」についての
熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項について十分勘案する必要がある。

〔水環境〕

〈水質〉

(1) 水の濁り及び水の汚れについて、農業用水基準を用いて考察されているが、農業用水基準は農業用水としての利用が可能であるかの判断に使用されるものであり、汚染の判断として比較するのは適当でないため、農業用水として使用すると仮定を明記し、考察すること。または、負荷量の寄与率を中心に考察すること。加えて、負荷量の寄与率の算定根拠を明確に記載すること。

〈地下水〉

(1) 地下水のヘキサダイアグラムの考察について、「処分場の影響を受けているものと考えられる」とあるが、その根拠が希薄であり、また、地下水の状況等に関する考察が不足しているため、地下水の上流・下流等の流れを考慮のうえ、可能な限り根拠及び考察を追記すること。

(2) 拡張部の浸透水について、現在浸透水の流れに関する記載がないため、既存の浸透水集排水管及び地形断面図等を考慮し、浸透水の流れの方向及び量を踏まえた予測結果とするとともに、予測結果を踏まえ、維持管理時における拡張部のモニタリング計画を検討すること。

(3) 「地下水面を切断することはないと考えられる」と記載されているが、掘削予定深さが地下水面に近い場合、地下水面と造成計画の関係について、考察を追加し、予測すること。

(4) 地質縦断図では、廃棄物層の下部に古第三紀層風化部が存在するが、風化部の透水性に関する考察がないため、風化部の透水係数等を考慮のうえ、考察を追記すること。

[動物・植物・生態系]

〈植物〉

- (1) コギシギシ及びカワヂシャの予測結果について、いずれも 100%消失するにもかかわらず、生息地の消失又は改変の影響は小さいとされているため、本来の生息地と事業地内の関係性の観点も含めて再度記載内容を検討すること。

- (2) 植物の移植・事後調査については、残存する個体のモニタリング等も含め、再度内容を検討するとともに、実施に当たっては、モニタリング期間等を専門家と十分協議した内容とすること。

- (3) 植物の予測対象種について、事業区域外であっても、事業区域内の樹木を伐採することで影響を受ける可能性があるため、影響の範囲を検討し、必要に応じて予測対象種を追加すること。また、対象種を追加しない場合においても、その理由を追記すること。